

【静岡県・袋井市】

市町村と連携した 日本語教育モデル展開と 自立をめざして



静岡県暮らし・環境部 県民生活局
多文化共生課 班長 和田 路也

袋井市総務部
国際課 主幹兼地域共生係長 前田 美咲

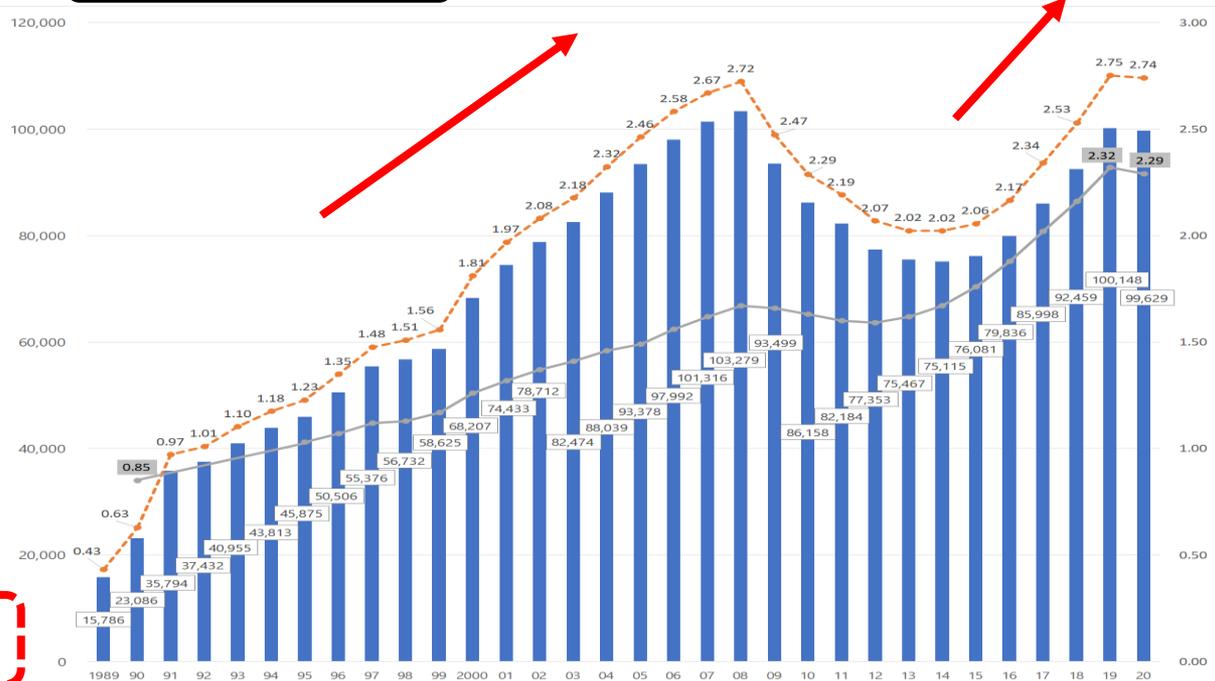
<前提> 静岡県について

1 静岡県の外国人県民の現況

外国人人口上位8都府県の状況

| 都府県名 | 在留外国人数 | 人口に占める割合 |
|--------|---------|----------|
| 1 東京都 | 560,180 | 4.0% |
| 2 愛知県 | 273,784 | 3.6% |
| 3 大阪府 | 253,814 | 2.9% |
| 4 神奈川県 | 232,321 | 2.5% |
| 5 埼玉県 | 198,235 | 2.7% |
| 6 千葉県 | 169,833 | 2.7% |
| 7 兵庫県 | 114,806 | 2.1% |
| 8 静岡県 | 99,629 | 2.7% |

在留外国人数の推移



* 在留外国人数「法務省在留外国人統計」は2020年12月末現在
 * 人口に占める割合に使用した人口は「総務省人口推計」10月1日現在

法務省「在留外国人統計」各年12月末、静岡県「推計人口」各年1月1日現在

(年)

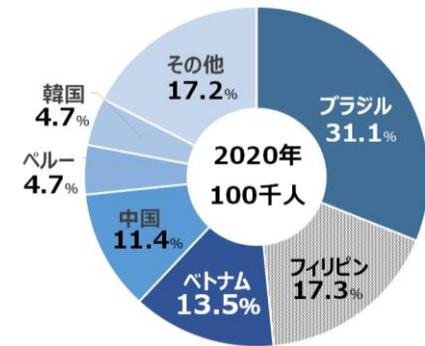
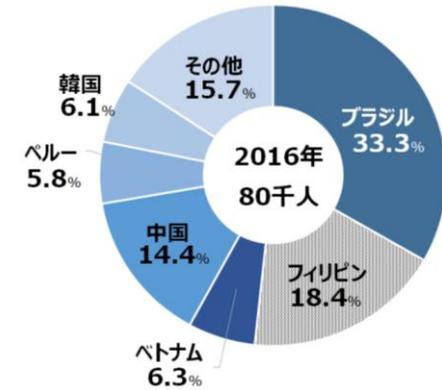
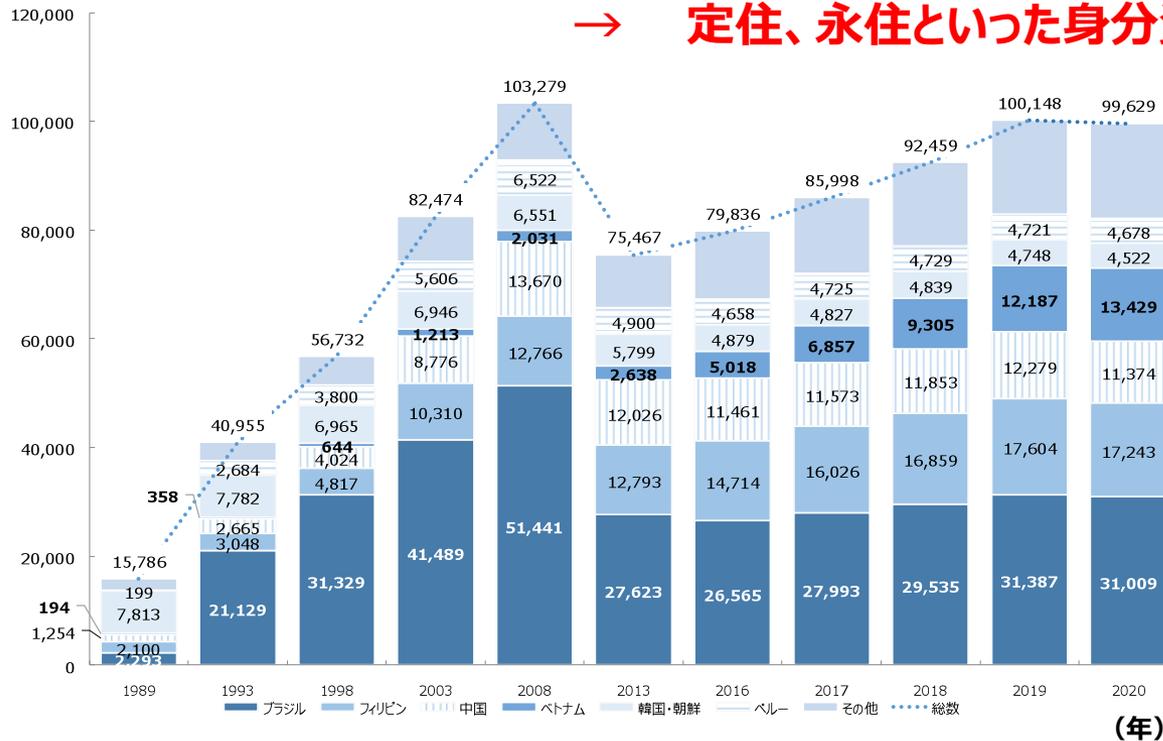
<前提> 静岡県について

国籍別割合2016年から2020年の変化

国籍別在留外国人数

・ブラジル人、フィリピン人が多い

→ 定住、永住といった身分資格



* 2008年までの「中国」は台湾を含んだ数、 2015年以降の「韓国・朝鮮」は韓国のみの数
法務省「在留外国人統計」各年12月末

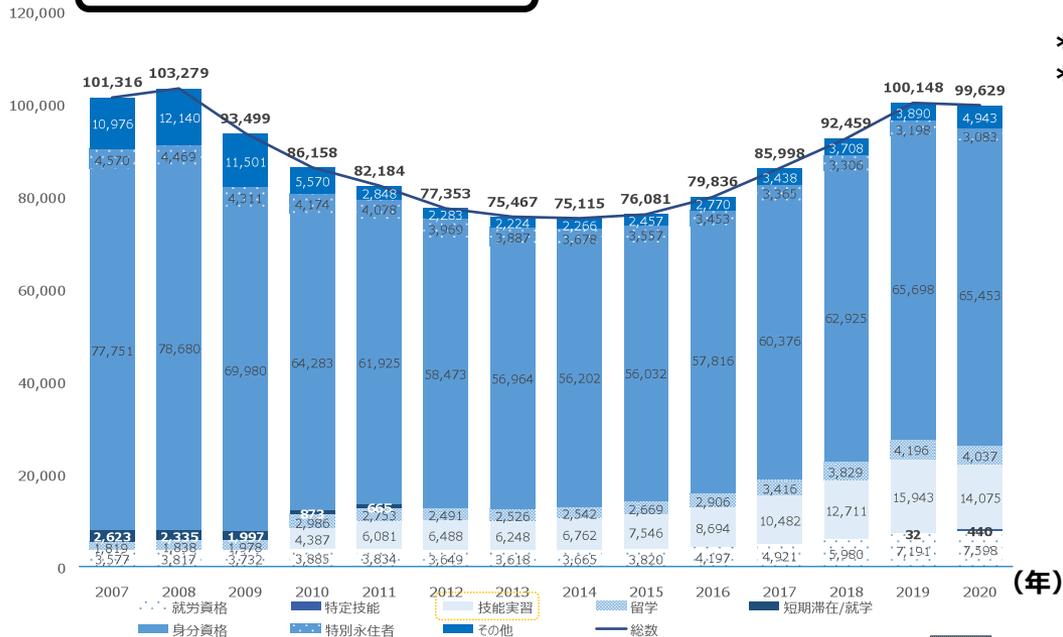
法務省「在留外国人統計」各年12月末

富国 有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

<前提> 静岡県について

在留資格別在留外国人数



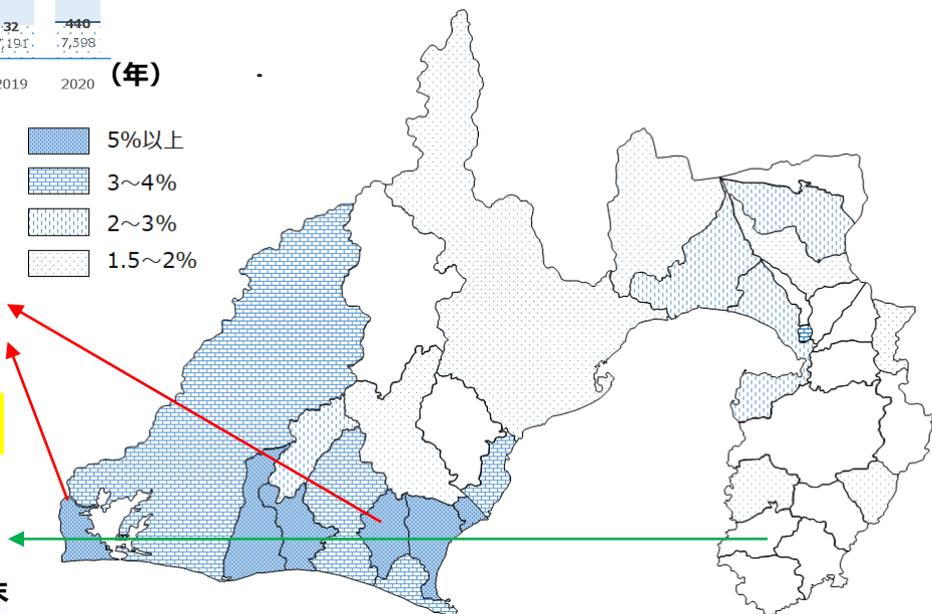
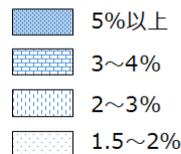
* 身分資格 永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者
* その他 文化活動・研修・家族滞在・特定活動

法務省「在留外国人統計」各年12月末

西高東低

市町別在留外国人数比率

- 静岡県全体：2.76% (99,629人)
- ① 菊川市：7.90% (3,738人)
 - ② 湖西市：6.22% (3,591人)
 - ③ 吉田町：6.08% (1,746人)
 - ④ 袋井市：5.55% (4,825人)
 - ⑪ 浜松市：3.34% (26,352人)
 - ⑳ 松崎町：0.47% (28人)



法務省「在留外国人統計」2020年12月末

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

1 方針策定の背景

ふじのくに多文化共生推進基本計画（平成30年度～令和3年度）

（基本目標）

「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現」

外国人県民が自らの能力を十分に発揮し活躍するためには・・・



地域社会において日本語によるコミュニケーションを図れるようになることが望ましい

日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）

- ・国の責務等（国の責務、地方公共団体の責務、事業主の責務）
- ・基本方針について（国が基本方針を策定、地方公共団体は基本方針を参酌し、基本的な方針を定めるように務める）

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 （令和2年6月23日閣議決定）

国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

2 静岡県地域日本語教育推進方針

基本方針

1. 県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が、生活に必要な最低限の日本語を身につけることができる日本語教育の場づくりを推進します。
2. 地域住民が日本語教育の場に関わることにより、多文化共生社会の形成を推進します。
3. 地域の日本語教育に関わる県、市町、国際交流協会、日本語教室、日本語教育機関、企業、県民がそれぞれの責務・役割を果たすとともに、お互いが連携、協力していきます。

期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

日本語能力が十分でない外国人県民が、生活に必要な日本語能力を身につけ、地域社会に参画できるようになるため



静岡県における地域日本語教育を総合的、効果的に推進する体制を構築

3 静岡県での「地域日本語教育」の意義

多文化共生社会を実現するための日本語学習を支援する場



日本人住民と外国人学習者が、
対等な立場で、日本語を使って交流をする



言語学習

- ・文字
- ・文法



相互理解を深める

- ・地域、日常生活に密着したテーマについて話す



| | |
|-----|-----------------------------------|
| 外国人 | コミュニケーションに必要な日本語の習得、日本文化・習慣への理解 |
| 日本人 | 分かりやすい表現（やさしい日本語）の活用、外国の文化・習慣への理解 |

多文化共生の拠点としての日本語教室

(方針P2)



4 施策展開 — 静岡県地域日本語教育体制構築事業 <全体概要>

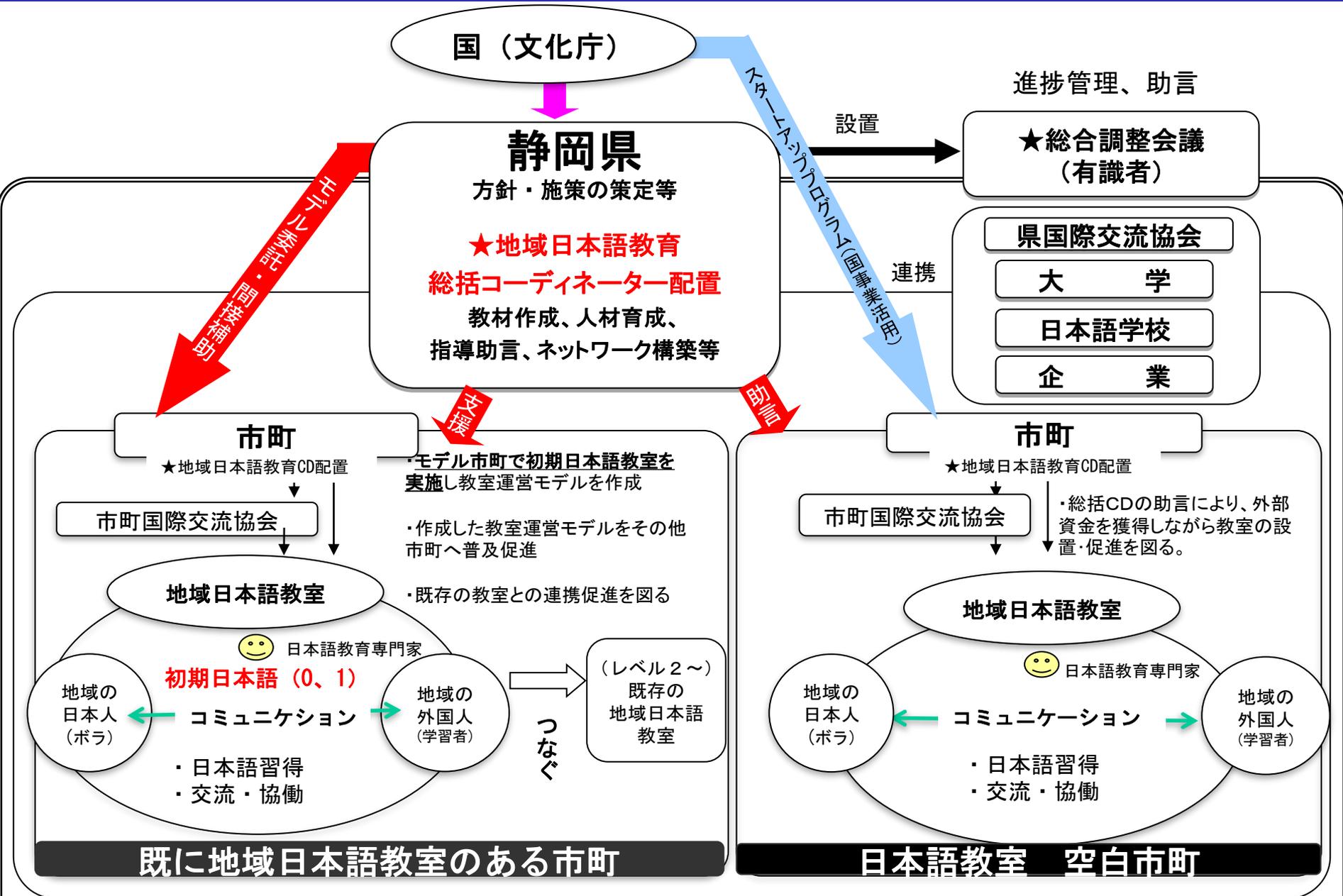
○静岡県地域日本語教育推進方針に基づき実施する事業

| 項目 | 事業内容 |
|--------------------------------------|--|
| 静岡県における地域日本語教育を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合調整会議の設置 ・総括コーディネーターの配置 (事業の企画・運営、日本語教育関係者への助言等実施) |
| 多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の場づくりを推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・モデル市町における地域日本語教室の運営 → 袋井市 (事例紹介) 地域住民との実際の対話 (本物のコミュニケーション活動) を通じた 「対話交流型の初期日本語教室」 ※ 市町が実施する地域日本語教育推進事業に対する補助金 (R3～新規) |
| 日本語教育人材の養成、紹介 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導者養成講座、テスター養成講座の開催 (モデル市町で開催、近隣市町にも参加を呼びかけ) |
| 地域における日本語教育の場で活用する教材の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習教材・指導者用マニュアル作成 (愛知県のものを活用) ・教材作成委員会の意見・モデル市町での活用を踏まえ作成した、地域の文化・習慣にも配慮した教材等を、共通フォーマットとして全県に普及 |
| 地域の日本語教育に関わる市町、日本語教室、企業等のネットワーク構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域日本語教育に関わる主体のリスト作成、HPでの日本語教育に関する情報提供、人材情報バンクの構築など ・セミナー等の開催による関係機関の連携促進、日本語教育に関する情報提供 |

○対象期間 令和2年度から令和6年度 (5年間)



5 静岡県地域日本語教育推進体制 イメージ図



2021年度 袋井市はじめての日本語教室

袋井市の概要



○人口 88,144人
(うち、外国人人口4,627人)

○面積 108.33km²

○高齢化率 24.5%

令和3年4月1日現在

日本一の品質を誇る 果実の王様
「クラウンメロン」の産地

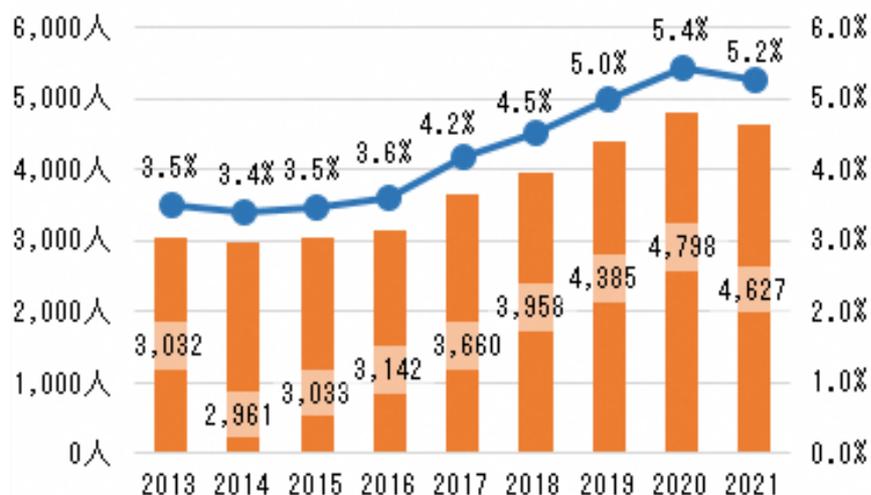


内 容

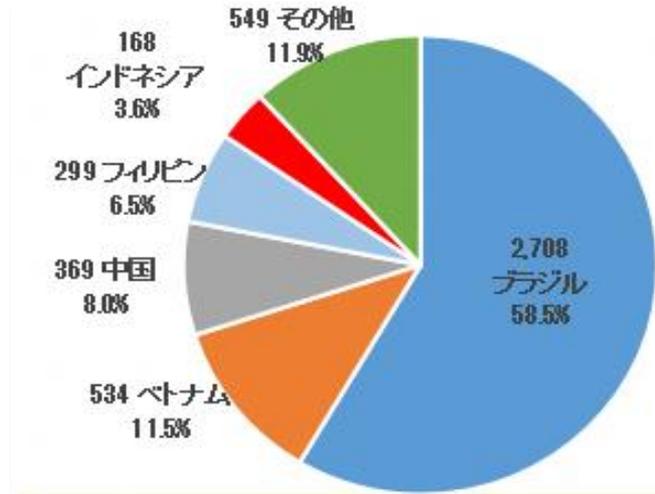
- 1 袋井市の外国人住民の状況と開催までの取組
- 2 はじめての日本語教室の概要
- 3 教室の特徴と目指す方向
- 4 実績・成果と課題

1 袋井市の外国人住民の状況と開催までの取組

(1) 外国人住民の人口、割合の推移

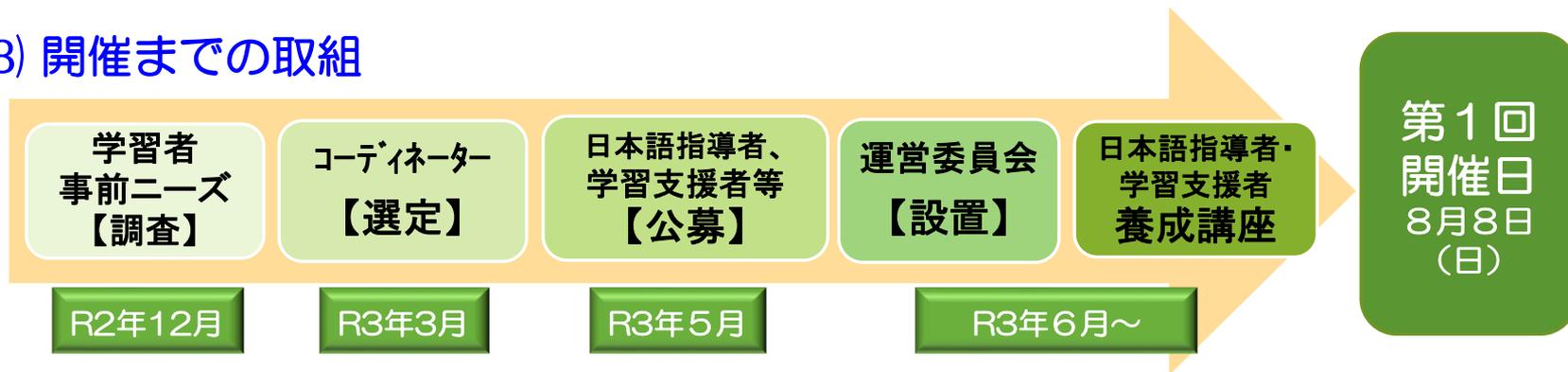


(2) 国籍別の人口



① 5年前から1.5倍の増加率、② 上位5か国で全体の約9割、③ 永住者・定住者が2/3を占める

(3) 開催までの取組



2 袋井市はじめての日本語教室の概要

(1) 開催概要 (予算額1,200千円)

| | |
|----------------|---|
| 開催時期 | 8月8日～12月5日 (日曜日、午前9時30分～11時30分) |
| 回数 | 全12回 |
| 定員 | 25人 |
| 学習対象者 (外国人) | ①16歳以上 ②日本語があいさつ程度 ③全12回に参加の意思がある |
| 申込方法 | 参加する本人が直接市に連絡 |
| 会場 | 教育会館 (定員180人) |

(2) 教室の内容

| | |
|-------|---|
| 教材 | 静岡県作成「はじめまして！日本語」 |
| 内容 | 日常生活に即したテーマを毎回設定 (食べもの、家族、私の1日、宝物など) |
| 日本語判定 | とよた日本語能力判定を活用(2回) |

袋井市では、普段の生活をテーマに、日本人サポーターとの交流を通して、楽しく日本語を覚える「はじめての日本語教室」を開催します。

開催日時
8月 ①8日 ②15日 ③22日
9月 ④5日 ⑤12日 ⑥19日 ⑦26日
10月 ⑧3日 ⑨17日 ⑩24日 ⑪31日
11月 ⑫7日 (予定日14日) 【全12回】
すべて日曜日、午前9時30分～11時30分

場所 教育会館 4階 大会議室 (住所: 新館1-2-1、市役所南側)

対象者
①2の趣向にあてはまる方
②16歳以上で、全12回に参加する意思のある方
③日本語が話せない、または挨拶程度の日本語レベルの方

定員 20人 (先着順)

内容
○毎回テーマを設定して(私の1日、家族、食べ物、住んでいるところなど)、日本人と楽しく対話します。
○「教えてもらって日本語を覚える」ではなく「楽しく交流して日本人と本物のコミュニケーションをとる」方法で日本語を身につけます。

募集期間 6月15日(火)～7月2日(金)

申込方法
●参加したい本人が、直接、市役所に電話をしてください
・母語で対応します(母語によってはお時間をいただく場合があります)
・日本語のレベル等を伺います
(レベルによっては、別の日本語教室をご案内する場合があります)

申込先 袋井市役所 国際課 地域共生係 電話番号 0538-44-3158
○申込には、氏名、住所、電話番号、e-mailなどが必要です

●コーディネーター(中央)と日本語指導者の皆さん



「対話・交流型日本語教室」=本物のコミュニケーションによる伝え合いを実践

3 教室の特徴と目指す方向

●教室開催の様子



(1) 特徴

① オール袋井による運営体制の整備

日本語学校講師、高校生、地域役員、事業所従業員等参加

② コーディネーター・指導者による運営委員会の設置

県や市の考え方、進め方等を共有するため随時開催

③ 静岡県と袋井市による養成講座の開催

静岡県開催（指導者向け（7回）、テスター向け（1回））

袋井市開催（学習支援者向け（6回）、参加者全員対象直前講習会（1回））

(2) 目指す方向（運営のポイント）

- ① 学習者とともに、支援者も楽しくなる、参加し続けたいくなる

仕組みづくり

- ② さまざまな経験をもっている方や世代間による

（学習者×日本人、学習者×学習者、日本人×日本人）

交流の場づくり

- ③ 市内日本語教育の連携とさらなる活性化

連携・さらなる活性化

日本語能力、
学習意欲の向上

日本人の異文化理解、
外国人受入れの広がり

4 実績・成果と課題

(1) 実績・成果

① 実績 (運営体制)

●11月11日までに8回開催

| | |
|---|-----------------|
| コーディネーター | 1人 |
| 指導者 | 4人 |
| 学習支援者 | 60人 |
| テスター | 27人 (学習支援者含) |
| 母語支援者 | 7人 |
| (ポルトガル語、英語、 ベトナム語、中国語) | |
| 学習者 | 40人 |
| (ブラジル31人、ベトナム3人、 インド2人、中国・アルゼンチン・ フィリピン・ペルー各1人) | |

② 成果

学習者

日本語をもっと身につけたいという意識が高まっている

支援者

「教える」のではなく、対話で日本語を引き出す工夫が広がっている

本物の
コミュニケーション
による「伝え合い」を
実現

●日本語能力判定 (初回出席)



●参加者同士が「伝え合う」対話活動



●グループ活動



(2) 課題

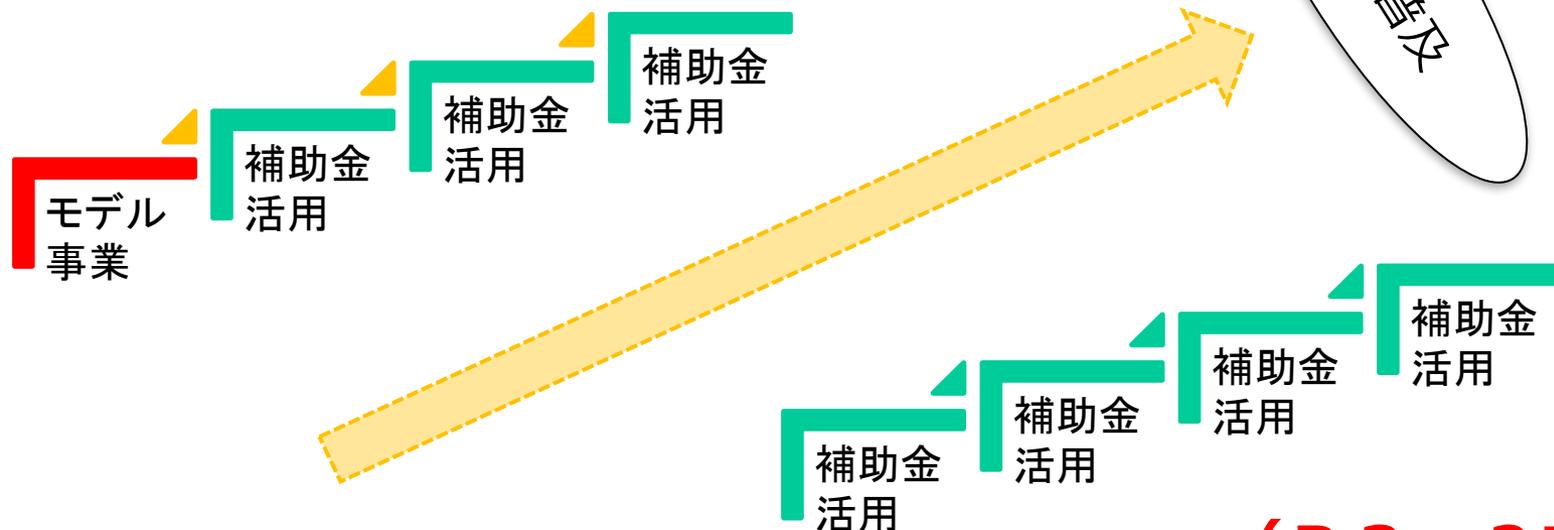
- ①学習者、サポーターのモチベーションの維持
- ②継続・発展に向けた運営体制等の工夫、改善

6 県内への展開 イメージ図

パターン1

県のモデル事業（委託）を受託して、教室を新設してスタートし、次年度以降、補助金を活用して継続

(2市町/年)



(R3 : 2市~)

既存の教室を活用し、対話交流型の教室のスタイルとし、補助金を活用して継続していく

パターン2

7 地域における静岡型初期日本語教室設置・運営事業費補助金

| | |
|----------|---|
| 事業内容 | 県が定める事業要件に沿った静岡型初期日本語教室を設置・運営するための事業費（※）に助成する。 （※教室の設置・運営に要する学習支援者の養成に係る経費、外部組織も参画する運営会議等に係る経費など、教室の円滑な設置・運営に資する事業費も対象） |
| 補助対象者 | 市町（指定都市は除く） |
| 補助対象経費 | 賃金、諸謝金、旅費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費 |
| 補助金の額 | 補助対象経費の1/2以内（事業費は、150万円を限度とする。） |
| 実施期間 | 交付決定の日から当該年度の2月中旬頃（年度によって異なる）まで |
| <事業要件> | |
| 推進体制等 | 初期日本語教室の設置・運営は、行政が責任を持って行うこと。 （学習者、学習支援者の募集、教室運営関係者の依頼等） 助成対象とする教室には、次の役割をもった人を配置すること。 ・ 地域日本語教育コーディネーター （1名以上） ・ 日本語指導者 （有資格者又は外国人への日本語指導の経験を有する者 2～3名） ・ 学習支援者 （地域住民を含むこと。人数は、学習者の1/2以上であること。） ※ 地域の国際交流協会等へ委託する事は可能だが、事業の全部を委託する事は認めない。 |
| 教室の形態 | 「静岡県地域日本語教育推進方針」に沿った運営形態であること。 |
| 総時間数 | 年間30時間以上（1回120分程度×15回）を目標とし、1回120分程度×最低10回以上の教室であること。 |
| 対象とする学習者 | 原則として最低限のコミュニケーションも日本語で行うことが困難（※）な、補助対象市町の域内に居住又は通勤の外国人県民（16歳以上） （※とよた日本語学習支援システムの日本語能力判定基準の「レベル0、1」を基本） |
| その他 | 静岡県が作成した 静岡県対話交流型初期日本語教材「はじめまして！日本語」 を使用すること。 また、教材の使用に当たっては、静岡県対話交流型初期日本語教材「はじめまして！日本語」指導者用マニュアルを活用すること。 |



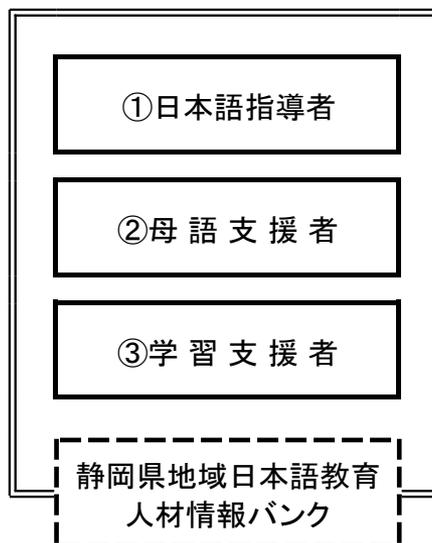
8 静岡県地域日本語教育人材情報バンク

日本語教師
大学生(養成過程)
日本語パートナーズ関係者

外国語話者
(日本語と母語が堪能な定住者、留学経験者、海外勤務経験者など)

・多文化共生に興味関心のある方

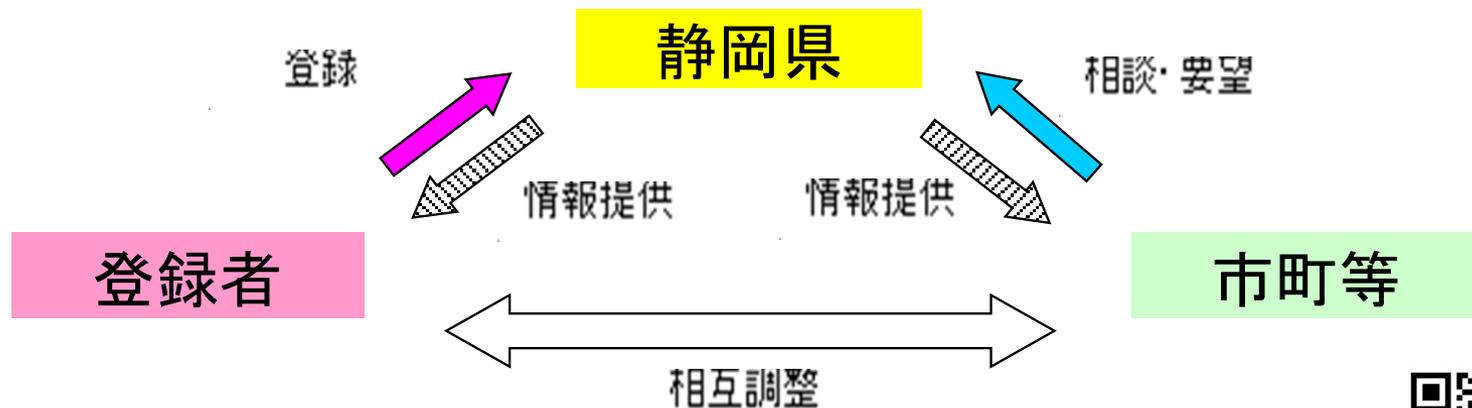
などなど



・対話交流型の初期日本語教室に取組みたいが、日本語指導者等の協力者の把握が困難

・日本語指導者等が不足

・更に教室を増やしたい



<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-160/img/chiikinihongo-bank.html>



9 今後の課題

1 人材養成

特に、補助事業を活用して対話交流型の日本語教室に取り組む市町に対し、どうフォローするか。（日本語指導者、学習支援者）

2 人材養成する人材の養成

1 を充実させるためには、そのための人材の養成が必要。

3 財政的にも継続した支援が必要

市町だけでの継続は難しいことから、国の補助制度の継続を期待。

国の補助が得られない場合は、県の補助制度の見直しが必要となるが、県としては、人材養成等の体制構築の役割を担うことを想定している。